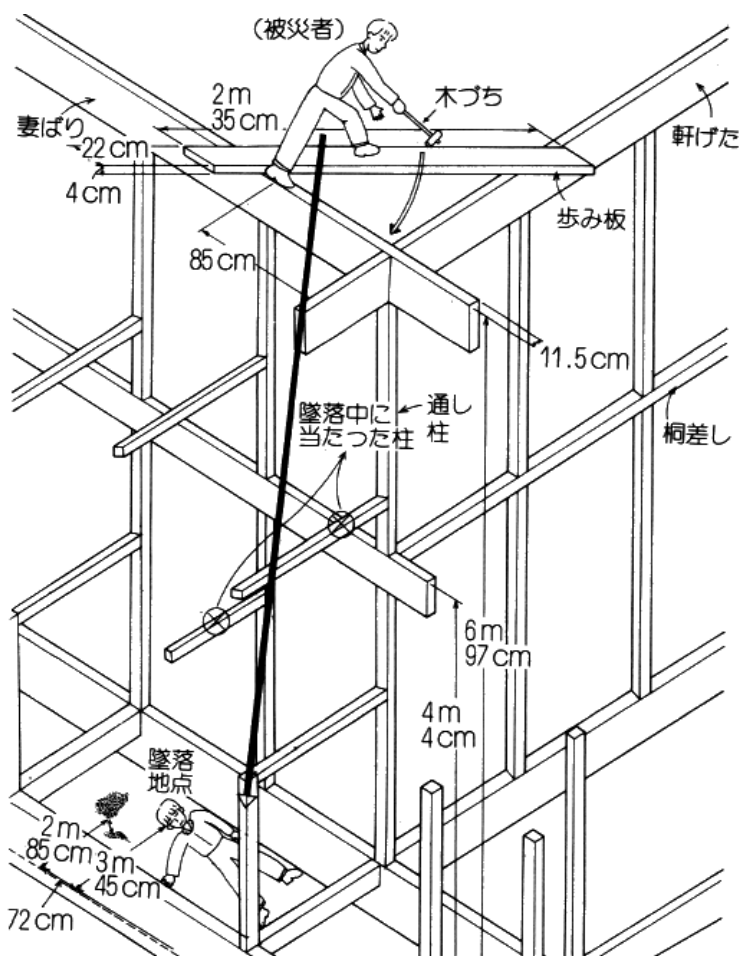


## 木造家屋新築工事中、バランスを失い墜落



この災害は、二階建て木造家屋新築工事現場において、軸組、小屋組を行うための建前作業に従事していたときに発生したものである。

当日は、桁組作業を行うため地上に置いてある妻梁を移動式クレーンによってつり上げ、柱あるいは、桁のはめ込み部分の所で組み合わせる作業を行っていたが、この作業にあつては、移動式クレーンによって直接妻梁を柱あるいは軒桁に組み込むことはできず、桁柱等に登って木づちで梁を打ち付け、完全にはめ込む作業が加わるところから、本作業に被災者ほか1名が従事した。

この作業箇所は、地上から約7mの場所であり、足場とした作業床の幅は狭く、墜落災害が生じる危険性の大きい作業にもかかわらず、安全帯は使用されず、他の防護措置も講じられていなかった。

被災者は、図のように、妻梁と軒桁に幅22cmの足場板を渡し、この足場板と妻梁に足を掛けて、中腰の体勢で、妻梁を桁に打ち込む作業を行っていたが、木づちを打った反動からか、足を踏み外して墜落し、コンクリート面に落ち死亡したものである。

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 墜落災害を生じる危険が大きい作業であるにもかかわらず、他の手段を講じることもなく、安全带取付け用の親綱等が設置されていなかったこと。
- 2 作業者に、墜落の危険を防止するための安全带、保護帽を装着させていなかったこと。
- 3 木造建築物の構造部材の組立て等に関する作業主任者の責務が適切でなかったこと。
- 4 危険な作業であるにもかかわらず、飲酒して作業を行っていたこと。

同種災害を防止するためには、次の対策を徹底する必要がある。

- 1 作業者の保護帽着用を徹底すること。  
保護帽の着用は安全対策の基本であり、安全意識を確認し、作業を安全に遂行する姿勢を自覚しあうものであり、事業者は、作業者に保護帽の着用を義務付け、その都度厳重に注意すること。
- 2 安全带の装着を義務付けること。  
木造家屋建築工事における桁組作業においては、墜落の危険が大きく、あらかじめ足場を組み立てておくこと等が困難であるので、安全带の着用を義務付け、親綱を設置し、作業主任者に安全带の使用を監視させること。
- 3 作業主任者の職務の励行を図ること。  
作業主任者は、常に、安全作業の遂行に配慮し、指示を徹底し、不安定状態の除去に留意し、作業を監視すること。
- 4 飲酒して作業を行うことを禁止すること。  
墜落のおそれがある作業にあつては、いかなる事情にもかかわらず、作業前の飲酒の習慣を厳禁すること。